



# 自転車 だって 加害者 に...

忘れていませんか？ 「歩行者優先」を

歩行者との事故を防ぐために

愛知県蟹江警察署  
愛知県交通安全協会蟹江支部  
蟹江安全運転管理協議会  
海部南部交通安全推進連絡協議会

## 歩道での事故

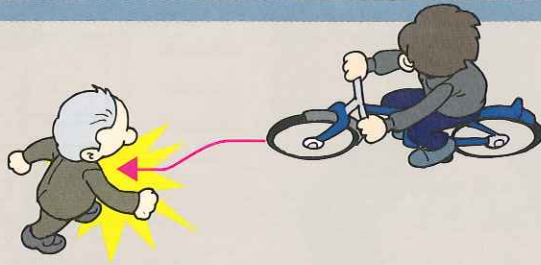


スピードを出して走行中、前方の歩行者に気づかず衝突して傷害を負わせた。

損害賠償 **約 6,000** 万円  
(平成23年7月:大阪地裁判決)

日没後にスピードを出しながら走行。見通しのよい歩道上ではあったが、右方向に気を取られて前方不注視でいたため、歩行者の発見が遅れて衝突。歩行者は脳挫傷の傷害を負い、高次脳機能障害が残った。

歩道



車道

※図は事故状況のイメージです。



こんな事故の加害者にならないために

### 車道通行の原則を守る

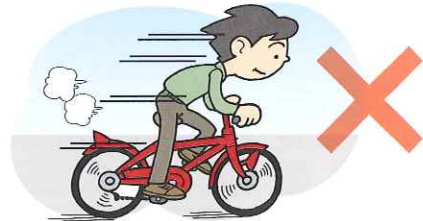
歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。(道路交通法:第17条第1項)

【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

### 速度を出し過ぎない

速度を出し過ぎると、周囲の状況の確認や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

〈交通の方法に関する教則:第3章第2節の2の(1)〉

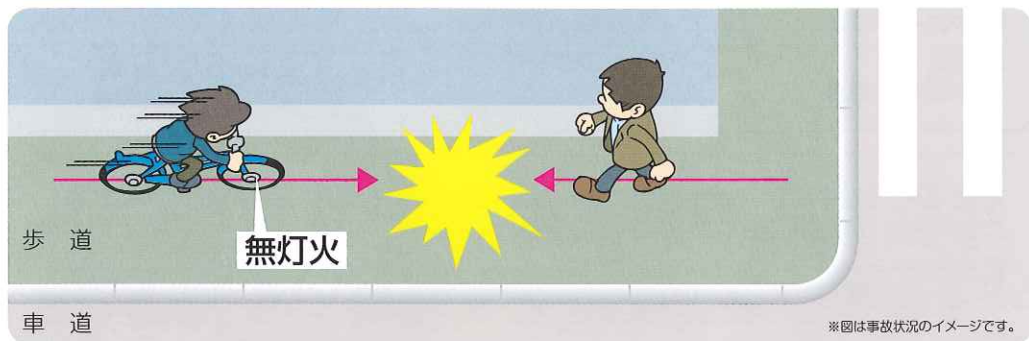


夜間、無灯火運転で速度を上げて進行し、歩行者に正面衝突して死亡させた。

損害賠償 **約3,000万円**  
(平成19年7月:大阪地裁判決)



日没後、男子中学生(15歳)が自転車通行可の歩道の中央辺りを無灯火で通行中、前方の交差点の信号が青だったことから、信号が変わらないうちに横断しようと加速して進行した直後、対面通行してくる歩行者に気づいたが、ブレーキをかける間もなく正面衝突して転倒させ、歩行者は死亡した。



こんな事故の加害者にならないために

## 車道寄り部分を徐行する

歩道では、車道寄りの部分(「普通自転車通行指定部分」があるときはその部分)を徐行しなければなりません。  
(道路交通法:第63条の4第2項)

【罰則】2万円以下の罰金または料料



「自転車および歩行者専用」の標識



## 夜間は必ずライトを点灯する

自転車は、夜間(日没時から日出時まで)、前照灯などをつけなければなりません。また、夜間以外でも、暗い場所を通行するときは同様です。

(道路交通法:第52条第1項)

【罰則】5万円以下の罰金/  
過失も同じ



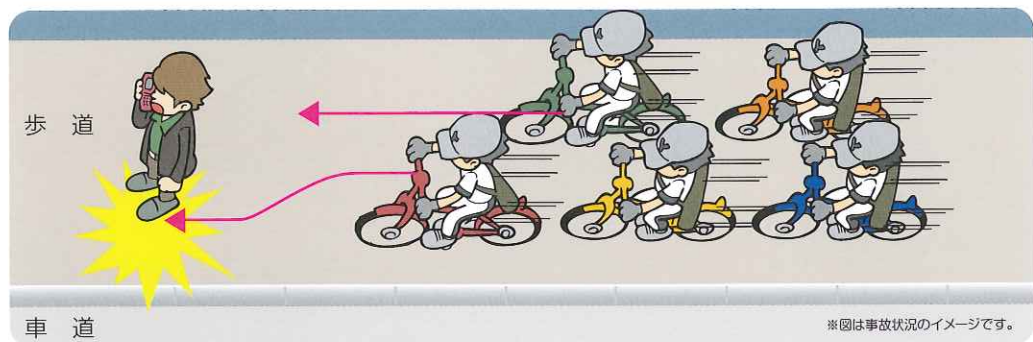


友人たちと2列になって歩道を走行中、立ち止まって携帯電話中の歩行者に追突した。

約 **55** 万円  
損害賠償

(平成15年9月:千葉地裁判決)

高校の男子野球部員5、6人が部活後、自転車に乗り縦に2列になってかなりのスピードで歩道を走行していたところ、左列の先頭を走っていた自転車が、歩道の真ん中に立ち止まって携帯電話を使用していた歩行者を避け切れず追突、負傷させた。



こんな事故の加害者にならないために

### 横に並んで通行しない

自転車は「並進可」の標識のある場所以外では、他の自転車と横に並んで通行してはいけません。

〈道路交通法:第19条〉

【罰則】2万円以下の罰金または料料



「並進可」の標識



### 徐行と一時停止を徹底する

歩道通行時は、車道寄りの部分を徐行(すぐに停止できる速度で進行)し、歩行者のじゃまになるときは一時停止しなければなりません。

〈道路交通法:第63条の4第2項〉

【罰則】2万円以下の罰金  
または料料



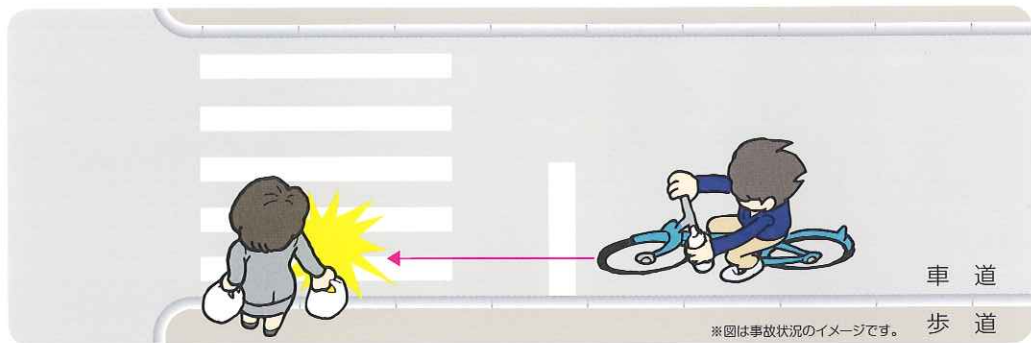
## 横断歩道での事故



速度を落とさず片手運転で、横断歩道に進入。横断中の歩行者に衝突し、負傷させた結果死亡させた。

損害賠償 **約 6,800** 万円  
(平成15年9月・東京地裁判決)

自転車で夕方、片手にペットボトルを持ったまま下り坂をスピードを落とさずに走行。信号機のない交差点に差し掛かった際、横断歩道上を横断していた女性と衝突。女性は、硬膜下血腫および脳挫傷の傷を負い、死亡した。



こんな事故の加害者にならないために

### 自転車を降りて押して渡る

横断歩道は歩行者の横断のための場所です。横断中の歩行者がないなど歩行者の通行を妨げるおそれがない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

〈交通の方法に関する教則：第3章第2節の1の(5)〉

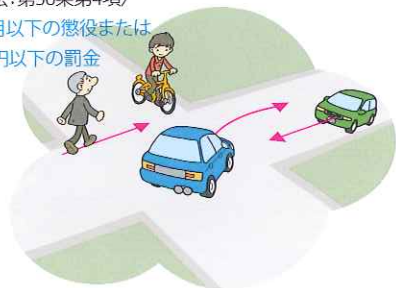


### 交差点は安全な速度と方法で進行する

交差点では、交差車両等、対向右折車両等、横断歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

〈道路交通法：第36条第4項〉

【罰則】3カ月以下の懲役または  
5万円以下の罰金



## 路側帯での事故



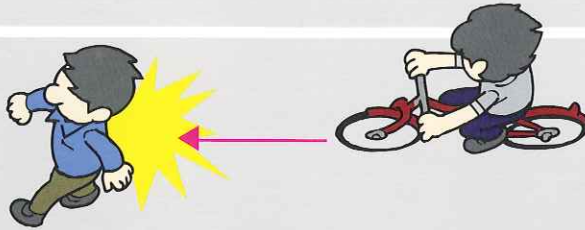
路側帯を自転車で走行中に脇見運転し、歩行者に追突をして負傷させた。

約 **270** 万円  
損害賠償  
(平成23年8月・大阪高裁判決)

路側帯を自転車で走っていた中学生(当時14歳)は、約10メートルにわたって脇見運転を続け、路側帯上に立っていた歩行者に後ろから追突。歩行者は、頸椎捻挫等の傷害を負い、神経症状が残った。

車道

路側帯



※図は事故状況のイメージです。



こんな事故の加害者にならないために

### 歩行者の通行を妨げない

自転車は、道路の左側に設けられた路側帯(歩行者用路側帯を除く)を通行することができますが、その際は歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

〈道路交通法:第17条の2第1項・第2項〉

【罰則】2万円以下の罰金または科料  
(歩行者の通行を妨害した場合)



### 安全運転(操作)の義務を守る

自転車の運転者は、ハンドルやブレーキなどを確実に操作し、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する義務があります。

〈道路交通法:第70条〉

【罰則】3か月以下の懲役または  
5万円以下の罰金/  
過失は10万円以下の  
罰金



## 歩車道の区別のない 道路での事故



夜間、走行中に歩行者と正面衝突して傷害を負わせ、歩行者は意識不明に。

損害賠償 **約 9,500** 万円  
(平成25年7月・神戸地裁判決)

夜間、自転車で帰宅途中だった小学生(当時11歳)は、時速20~30km程度のスピードで坂道を下っていたところ歩行中の女性と正面衝突。女性は硬膜下血腫、脳挫傷、頭蓋骨骨折の傷害を負い、意識障害が残った。  
※この判例では監督義務を問われた親権者が賠償を求められました。



下り坂

※図は事故状況のイメージです。



こんな事故の加害者にならないために

### 安全運転(確認)の義務を守る

自転車の運転者は、道路、交通およびその自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する義務があります。(道路交通法:第70条)

【罰則】3か月以下の懲役または5万円以下の罰金/  
過失は10万円以下の罰金



### 歩行者とは安全な間隔をとる

歩道と車道の区別のない道路を通行するときなど、歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔をとるか、徐行しなければなりません。

(道路交通法:第18条第2項)

【罰則】3か月以下の懲役または  
5万円以下の罰金



# 「危険行為」を繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられることも。

(平成27年6月1日より)

信号無視や酒酔い運転、一時不停止等、特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

## 自転車運転者講習

違反者の特性に応じた個別の指導を含む3時間の講習  
(講習手数料の標準額は5,700円)。

危険行為を繰り返すと講習！  
1回目 酒酔い運転  
2回目 信号無視

命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に受講しないと

罰則

5万円以下の罰金



# 守りましょう！ 自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



# 年に1回、自転車の点検・整備を受け、「TSマーク」を貼ってもらいましょう。

傷害補償や賠償責任補償等の保険が  
ついています。



自転車安全整備士のいる自転車安全整備店(左のマークがあります)で点検・整備(有料)を受けると、傷害補償や賠償責任補償等の保険がついたTSマークを貼ってもらえます。

## TSマーク

赤マーク  
賠償責任補償  
5,000万円  
(限度額)



青マーク  
賠償責任補償  
1,000万円  
(限度額)



保険の内容	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
TS マーク 種別	自転車に乗っている人が交通事故にあり、その日から180日以内に入院したり、死亡または重度後遺障害を被った場合、保険金を受け取ることができます。	自転車に乗っている人が歩行者など他の人を死傷させて法律上の損害賠償責任を負った場合、相手や遺族に賠償金を支払うことができます。	自転車に乗っている人が歩行者など他の人に傷害を負わせ、その人が15日以上入院した場合に支払われます。
	死亡もしくは 重度後遺障害(1~4級)	死亡もしくは 重度後遺障害(1~7級)	入院 (15日以上)
青マーク	一律 30万円	一律 1万円	1,000万円(限度額)
赤マーク	一律 100万円	一律 10万円	5,000万円(限度額)